

# 総務委員会資料

## 1 平成30年第2回定例会提出予定議案の説明

【議案第87号関係】

川崎市市税条例等の一部を改正する条例の概要

平成30年5月30日

財政局

## 1 生産性革命の実現に向けた一定の設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

### (1) 平成30年度税制改正（地方税法）

生産性革命集中投資期間中(※1)における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講ずることができることとされた。

※1 平成30年度から平成32年度までの3年間

#### 《特例措置の概要》

##### ア 取得期間

生産性向上特別措置法施行の日から平成33年3月31日まで

##### イ 対象設備

先端設備等導入計画に従って取得をした一定の設備

##### ウ 特例割合

3年間ゼロから2分の1の範囲内において市町村の条例で定める割合

### (2) 改正内容（市税条例）

地方税法の改正に伴い、市税条例で定める特例割合を「ゼロ」とするもの

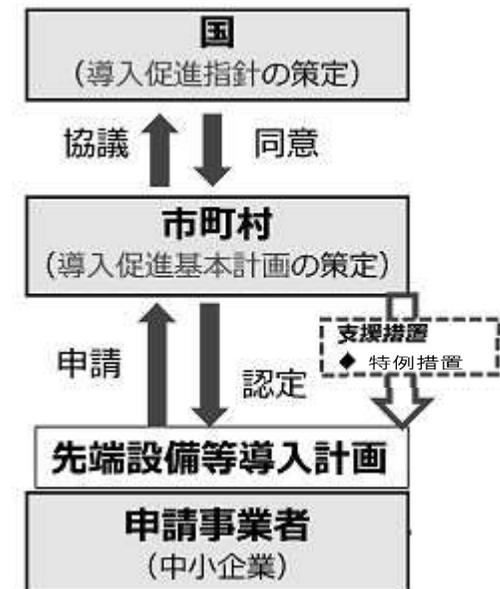
#### 《特例割合をゼロとする理由》

本市においては、市内企業の「生産性革命」の実現を重要課題と位置付けており、特例割合をゼロにすることで、国における制度改革を最大限に活用し、市内中小企業の投資を促し、雇用促進や産業振興を図る必要があると考えるため。

### (3) 施行期日

生産性向上特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

《生産性向上特別措置法のスキーム》



## 2 固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)の改正

平成30年度税制改正に伴い、わがまち特例により、固定資産税の課税標準の特例割合等を次のとおり改めるもの

◎「わがまち特例」とは、地方税法に定める特例措置について、国が一律に定めていた内容を法律の定める範囲内において地方団体が自主的に判断し、条例で決定する仕組みのこと

### (1) 改正内容(市税条例)

#### ア 法に定める特例割合等が改められたもの

下線は最も税額を軽減する割合を条例で定めるもの

対象施設等	法に定める特例割合		条例で定める割合	法に定める特例割合 (法改正後)	参酌すべき割合	条例で定める割合
	(法改正前)	参酌すべき割合				
①協定避難施設(※2)(家屋及び償却資産)	3分の1以上3分の2以下	2分の1	2分の1	3分の1以上3分の2以下 【協定避難施設(※2)(家屋及び償却資産)】	2分の1	<b>2分の1</b>
②汚水又は廃液処理施設(償却資産)	6分の1以上2分の1以下	3分の1	3分の1	2分の1以上6分の5以下 【指定避難施設(※3)(家屋及び償却資産)】	3分の2	<b>3分の2</b>
③雨水貯留浸透施設(償却資産)	2分の1以上6分の5以下	3分の2	3分の2	3分の1以上3分の2以下	2分の1	<b>2分の1</b>
④再生可能エネルギー発電設備(償却資産) 【太陽光・風力】	2分の1以上6分の5以下	3分の2	<u>2分の1</u>	3分の2以上6分の5以下	4分の3	<b>4分の3</b>
⑤再生可能エネルギー発電設備(償却資産) 【水力・地熱・バイオマス】	3分の1以上3分の2以下	2分の1	<u>3分の1</u>	12分の7以上12分の11以下(※4)	4分の3	<b><u>12分の7</u></b>
				2分の1以上6分の5以下(※5)	3分の2	<b>2分の1</b>
				2分の1以上6分の5以下(※6)	3分の2	<b>2分の1</b>
				3分の1以上3分の2以下(※7)	2分の1	<b>3分の1</b>

※2 津波の発生時における円滑かつ迅速な避難に資する施設で、市町村が施設所有者等に代わり管理することが可能であるもの

※3 津波の発生時における円滑かつ迅速な避難に資する施設で、施設所有者等が自ら管理するもの

※4 1,000kW以上の太陽光発電設備又は20kW未満の風力発電設備に係る特例割合

※5 上記※4以外の太陽光発電設備又は風力発電設備に係る特例割合

※6 5,000kW以上の水力発電設備、1,000kW未満の地熱発電設備又は10,000kW以上20,000kW未満のバイオマス発電設備に係る特例割合

※7 上記※6以外の水力発電設備、地熱発電設備及び10,000kW未満のバイオマス発電設備に係る特例割合

#### イ 廃止するもの

特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設

#### ウ その他

地方税法の改正に伴い、引用条文の規定の改正等の所要の整備を行う。

### (2) 施行期日

公布の日

### 3 市たばこ税の見直し

#### (1) 改正内容（地方税法及び市税条例）

平成30年度税制改正に伴い、高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、たばこ税の負担水準を見直すこととされた。

#### ア 市たばこ税の税率改正

(税率：1,000本当たり)

地方税法の改正に伴い、市たばこ税の税率を3段階で上げるもの

実施時期等	市たばこ税	県たばこ税	国たばこ税
現 行	5,262円	860円	6,122円
①平成30年10月1日	5,692円	930円	6,622円
②平成32年10月1日	6,122円	1,000円	7,122円
③平成33年10月1日	6,552円	1,070円	7,622円

#### イ 手持品課税の実施

上記アに伴い、旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引上げ後の価格で販売する際に、税率引上げ分のたばこ税額を適正に確保するため、税率の引上げ時に一定数量（20,000本）以上の製造たばこを所持する者に対して実施するもの

#### ウ 特定加熱式たばこ喫煙用具のみなし規定の追加

地方税法の改正に伴い、特定加熱式たばこ喫煙用具(※8)を製造たばことみなすため、規定を整備するもの

※8 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの

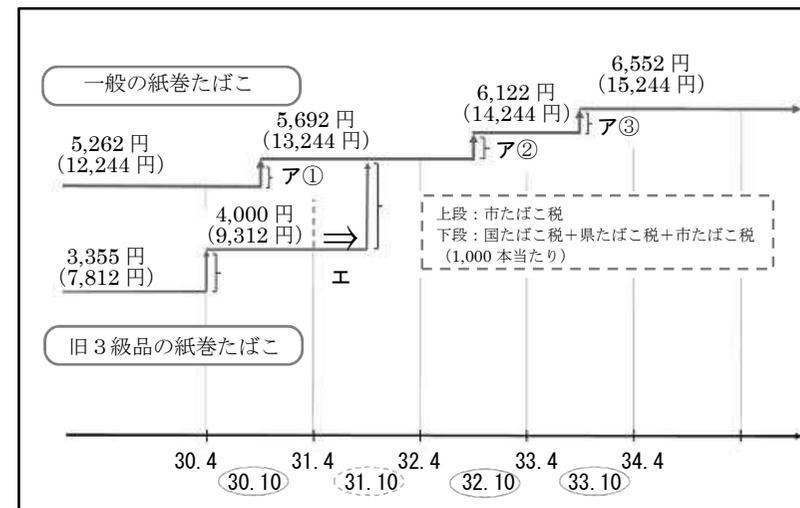
#### エ 旧3級品の製造たばこに係る経過措置の改正

地方税法の改正に伴い、平成27年度税制改正において講じられた旧3級品(※9)の製造たばこに係る税率の経過措置を改正し、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するもの

(税率：1,000本当たり)

実施期間	市たばこ税	実施期間	市たばこ税	県たばこ税	国たばこ税
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	4,000円	平成30年4月1日から 平成31年9月30日まで	4,000円	656円	4,656円

※9 専売納付金制度下において、3級品として低価格で販売されていた中質及び下質の葉たばこを主原料に用いて調製した紙巻たばこ



#### (2) 施行期日

上記ア①、ウ及びエ・・・平成30年10月1日。上記ア②・・・平成32年10月1日。上記ア③・・・平成33年10月1日。

#### 4 利便性等向上改修工事が行われた実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額措置に係る申告手続

##### (1) 平成30年度税制改正（地方税法）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に利便性等向上改修工事を行った実演芸術の公演の用に供する施設について、市町村の条例で定めるところにより申告書の提出がされた場合に限り、改修工事が完了した年の翌年度分から2年度の間、固定資産税額等（上限は、改修工事費の100分の5に相当する額）の3分の1を減額する措置を講ずることとされた。

##### (2) 改正内容（市税条例）

地方税法の改正に伴い、利便性等向上改修工事が行われた実演芸術の公演等を行う一定の家屋(※10)に対する固定資産税等の減額措置について、納税義務者の申告手続を定めるもの

※10 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物のうち劇場、演芸場、集会場又は公会堂であって、主に実演芸術の公演等を行うことにつき文部科学大臣の認定を受けたもの

##### (3) 施行期日

公布の日

#### 5 軽自動車税の環境性能割における神奈川県が賦課徴収する期間（当分の間）に係る非課税等の取扱いについて

##### (1) 神奈川県からの通知

平成31年10月から導入される軽自動車税の環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収主体となることから、非課税及び課税免除については、自動車税と軽自動車税において対象車両の考え方と範囲を一致させることが賦課徴収の実務上不可欠である。このため、両税の環境性能割に係る非課税等の対象車両の範囲を一致させる手順について、平成29年11月に県内市町村に通知された。

##### (2) 改正内容（市税条例）

当分の間、軽自動車税の環境性能割における非課税等の対象車両の範囲を、神奈川県自動車税の環境性能割の非課税等と一致させるもの。また、これに関連して日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税規定を整備するもの

##### (3) 施行期日

公布の日

#### 6 その他所要の整備

##### (1) 改正内容（市税条例）

- ア 現行の償却資産に係る特例措置が、適用期限をもって廃止されることに伴い、引用条文の規定の整備を行うもの
- イ 上記4及び上記5に伴い、項番号の変更等の所要の整備を行うもの

##### (2) 施行期日

上記ア・・・平成31年4月1日。上記イ・・・公布の日。

川崎市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>
<p>【第1条改正】 （市たばこ税の納税義務者等） 第73条 市たばこ税（以下本節において「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下本節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。 2 前項に規定するもののほか、たばこ税の納税義務者等については、<u>法第465条、第466条及び第466条の2</u>に定めるところによる。</p>	<p>【第1条改正】 （市たばこ税の納税義務者等） 第73条 市たばこ税（以下本節において「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下本節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。 2 前項に規定するもののほか、たばこ税の納税義務者等については、<u>法第465条及び第466条</u>に定めるところによる。</p>
<p>（たばこ税の税率） 第75条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>	<p>（たばこ税の税率） 第75条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p>
<p>附 則 （法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する固定資産税等の課税標準の特例等） 8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1 <u>（削除）</u> (3) <u>法附則第15条第2項第6号</u>に規定する条例で定める割合 4分の3 (4) 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 <u>4分の3</u> (5) 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合 5分の3</p>	<p>附 則 （法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する固定資産税等の課税標準の特例等） 8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 <u>3分の1</u> (2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1 (3) <u>法附則第15条第2項第3号</u>に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (4) <u>法附則第15条第2項第7号</u>に規定する条例で定める割合 4分の3 (5) 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 <u>3分の2</u> (6) 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合 5分の3</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>(6) 法附則第15条第18項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(9) 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(10) 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(12) 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(13) 法附則第15条第32項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(14) 法附則第15条第32項第2号に規定する条例で定める割合 1 2分の7</p> <p>(15) 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(16) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(17) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 5分の4</p> <p>(18) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(19) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(20) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零</p> <p>(21) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2</p>	<p>(7) 法附則第15条第18項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第29項_____に規定する条例で定める割合 2分の1 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) 法附則第15条第30項_____に規定する条例で定める割合 2分の1 (新設)</p> <p>(11) 法附則第15条第32項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第32項第2号に規定する条例で定める割合 3分の1 (新設)</p> <p>(13) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(14) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 5分の4</p> <p>(15) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(16) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合 3分の2 (新設)</p> <p>(17) 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合 3分の2</p>
<p>(利便性等向上改修工事により改修実演芸術公演施設となった家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額の申告)</p> <p>11 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除の申告等)</p> <p>12 法附則29条の5の規定による納税義務の免除の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定める申告書又は申請書に必要な書</p>	<p>(新設)</p> <p>(宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除の申告等)</p> <p>11 法附則29条の5の規定による納税義務の免除の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定める申告書又は申請書に必要な書</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>類を添付して、当該各号に定める期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。（以下 略）</p> <p><u>13</u>～<u>26</u> 略</p>	<p>類を添付して、当該各号に定める期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。（以下 略）</p> <p><u>12</u>～<u>25</u> 略</p>
<p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p><u>27</u> 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第<u>25</u>項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p><u>28</u>及び<u>29</u> 略</p>	<p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p><u>26</u> 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第<u>24</u>項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p><u>27</u>及び<u>28</u> 略</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p style="text-align: center;">○川崎市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月19日 条例第26号</p>	<p style="text-align: center;">○川崎市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月19日 条例第26号</p>
<p>【第2条改正】 附 則 （法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する固定資産税等の課税標準の特例等） 8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(18) <u>法附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合 3分の1 (19) <u>法附則第15条第44項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2 (20) <u>法附則第15条第46項</u>に規定する条例で定める割合 零</p>	<p>【第2条改正】 附 則 （法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する固定資産税等の課税標準の特例等） 8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(18) <u>法附則第15条第44項</u>に規定する条例で定める割合 3分の1 (19) <u>法附則第15条第45項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2 (20) <u>法附則第15条第47項</u>に規定する条例で定める割合 零</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p data-bbox="192 181 416 212">○川崎市市税条例</p> <p data-bbox="741 228 1099 258">昭和25年8月19日条例第26号</p>	<p data-bbox="1189 181 1413 212">○川崎市市税条例</p> <p data-bbox="1738 228 2096 258">昭和25年8月19日条例第26号</p>
<p data-bbox="147 276 315 306">【第3条改正】</p> <p data-bbox="147 320 367 351">（たばこ税の税率）</p> <p data-bbox="132 365 871 395">第75条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p data-bbox="1144 276 1312 306">【第3条改正】</p> <p data-bbox="1144 320 1364 351">（たばこ税の税率）</p> <p data-bbox="1128 365 1868 395">第75条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p data-bbox="192 181 416 212">○川崎市市税条例</p> <p data-bbox="741 228 1099 258">昭和25年8月19日条例第26号</p>	<p data-bbox="1189 181 1413 212">○川崎市市税条例</p> <p data-bbox="1738 228 2096 258">昭和25年8月19日条例第26号</p>
<p data-bbox="147 276 315 306">【第4条改正】</p> <p data-bbox="147 320 371 351">（たばこ税の税率）</p> <p data-bbox="132 365 871 395">第75条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p>	<p data-bbox="1144 276 1312 306">【第4条改正】</p> <p data-bbox="1144 320 1368 351">（たばこ税の税率）</p> <p data-bbox="1128 365 1868 395">第75条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p align="center">○川崎市市税条例の一部を改正する条例</p> <p align="right">平成27年川崎市条例第45号</p>	<p align="center">○川崎市市税条例の一部を改正する条例</p> <p align="right">平成27年川崎市条例第45号</p>
<p>【第5条改正】</p> <p>附 則</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>5 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（以下「法」という。）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、第75条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1） 指定日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>（2） 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>（3） 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p>	<p>【第5条改正】</p> <p>附 則</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>5 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（以下「法」という。）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、第75条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1） 指定日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>（2） 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>（3） 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円</p>
<p>12 <u>平成31年10月1日</u>前に法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,692円</u>とする。</p>	<p>12 <u>平成31年4月1日</u>前に法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,262円</u>とする。</p>
<p>13 附則第7項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について</p>	<p>13 附則第7項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について</p>

## 市税条例（改正後）

準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項	第12項
附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
指定日	<u>平成31年10月1日</u>
平成28年5月2日	<u>同月31日</u>
<u>同年9月30日</u>	<u>平成32年3月31日</u>

## 市税条例（改正前）

準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項	第12項
附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
指定日	<u>平成31年4月1日</u>
平成28年5月2日	<u>同月30日</u>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p align="center">○川崎市市税条例の一部を改正する条例 平成29年川崎市条例第11号</p>	<p align="center">○川崎市市税条例の一部を改正する条例 平成29年川崎市条例第11号</p>
<p>【第6条改正】 第1条 略 第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。 第14条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。 第23条の3中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。 第23条の4第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。 第62条を次のように改める。 （軽自動車税の納税義務者等） 第62条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下軽自動車税について同じ。）に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下軽自動車税について同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。 2 前項に規定するもののほか、軽自動車税の納税義務者等については、法第443条及び第444条に定めるところによる。 <u>第62条の次に次の1条を加える。</u> <u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u> 第62条の2 法第445条第2項の規定により、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。 <u>（1）救急用の軽自動車等</u> <u>（2）巡回診療又は患者の輸送の用に供する軽自動車等</u> <u>（3）血液事業の用に供する軽自動車等</u> <u>（4）救護資材の運搬の用に供する軽自動車等</u> <u>（5）前各号に掲げる軽自動車等に類するもの</u> 第63条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の6条を加える。 （環境性能割の課税標準） 第63条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のため</p>	<p>【第6条改正】 第1条 略 第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。 第14条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。 第23条の3中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。 第23条の4第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。 第62条を次のように改める。 （軽自動車税の納税義務者等） 第62条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下軽自動車税について同じ。）に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下軽自動車税について同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。 2 前項に規定するもののほか、軽自動車税の納税義務者等については、法第443条及び第444条に定めるところによる。  第63条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の6条を加える。 （環境性能割の課税標準） 第63条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のため</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>に通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p>（環境性能割の税率）</p> <p>第63条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>（1）法第451条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>（2）法第451条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>（3）法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>（環境性能割の徴収の方法）</p> <p>第63条の4 環境性能割の徴収については、法第453条に定める申告納付の方法による。</p> <p>（環境性能割の申告納付）</p> <p>第63条の5 第62条に定める環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項の規定により、規則で定める申告書を市長に提出するとともに、その申告した環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第2項の規定により、規則で定める報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</p> <p>第63条の6 環境性能割の納税義務者は、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。</p> <p>（環境性能割の減免）</p> <p>第63条の7 次に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、市長が必要であると認めるものに対する環境性能割は、これを減免することができる。</p> <p>（1）公益上その他の事由により、特に減免を必要とする軽自動車</p> <p>（2）前号のほか、特別の事由があるもの</p> <p>2 前項の規定によって環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書にその事由を証する書類を添付して納期限までに市長に提出しなければならない。</p> <p>第64条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽</p>	<p>に通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p>（環境性能割の税率）</p> <p>第63条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>（1）法第451条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>（2）法第451条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>（3）法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>（環境性能割の徴収の方法）</p> <p>第63条の4 環境性能割の徴収については、法第453条に定める申告納付の方法による。</p> <p>（環境性能割の申告納付）</p> <p>第63条の5 第62条に定める環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項の規定により、規則で定める申告書を市長に提出するとともに、その申告した環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第2項の規定により、規則で定める報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</p> <p>第63条の6 環境性能割の納税義務者は、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。</p> <p>（環境性能割の減免）</p> <p>第63条の7 次に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、市長が必要であると認めるものに対する環境性能割は、これを減免することができる。</p> <p>（1）公益上その他の事由により、特に減免を必要とする軽自動車</p> <p>（2）前号のほか、特別の事由があるもの</p> <p>2 前項の規定によって環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書にその事由を証する書類を添付して納期限までに市長に提出しなければならない。</p> <p>第64条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。</p> <p>第65条（見出しを含む。）、第66条（見出しを含む。）、第67条の2（見出しを含む。）及び第69条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「法第447条第2項の規定により」を「当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として」に改める。</p> <p>第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「報告しなかった」を「報告をしなかった」に改める。</p> <p>附則第29項を附則第35項とし、附則第28項を附則第34項とする。</p> <p>附則第27項中「附則第25項第1号」を「附則第31項第1号」に改め、同項を附則第33項とし、附則第26項を附則第32項とし、附則第15項から附則第25項までを6項ずつ繰り下げる。</p> <p>附則第14項（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第20項とする。</p> <p>附則第13項の次に次の6項を加える。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><u>14</u> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）</p> <p><u>15</u> 市長は、当分の間、第62条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車（日本赤十字社が所有するものに限る。）に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の課税免除）</p> <p><u>16</u> 市長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車（前項の自動車を除く。）に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p><u>17</u> 市長は、当分の間、第63条の7の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が</p>	<p>自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。</p> <p>第65条（見出しを含む。）、第66条（見出しを含む。）、第67条の2（見出しを含む。）及び第69条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「法第447条第2項の規定により」を「当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として」に改める。</p> <p>第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「報告しなかった」を「報告をしなかった」に改める。</p> <p>附則第28項を附則第32項とし、附則第27項を附則第31項とする。</p> <p>附則第26項中「第24項第1号」を「第28項第1号」に改め、同項を附則第30項とし、附則第25項を附則第29項とし、附則第14項から附則第24項までを4項ずつ繰り下げる。</p> <p>附則第13項（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第17項とする。</p> <p>附則第12項の次に次の4項を加える。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><u>13</u> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p><u>14</u> 市長は、当分の間、第63条の7の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）																		
<p>定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</p> <p><u>1.8</u> 第63条の5に定める申告納付については、当分の間、同条中「規則」とあるのは「法施行規則第33号の4様式」と、「市長」とあるのは「神奈川県知事」とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p><u>1.9</u> 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="190 571 1072 762"> <tr> <td>第63条の3第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第63条の3第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第63条の3第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>(2) 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>（法人の市民税に関する経過措置）</p> <p>2 第2条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「新条例」という。）第23条の3及び第23条の4第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>3 第1条の規定による改正後の川崎市市税条例附則第24項の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10</p>	第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5	第63条の3第2号	100分の2	100分の1	第63条の3第3号	100分の3	100分の2	<p>定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</p> <p><u>1.5</u> 第63条の5に定める申告納付については、当分の間、同条中「規則」とあるのは「法施行規則第33号の4様式」と、「市長」とあるのは「神奈川県知事」とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p><u>1.6</u> 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1193 571 2076 762"> <tr> <td>第63条の3第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第63条の3第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第63条の3第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>(2) 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>（法人の市民税に関する経過措置）</p> <p>2 第2条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「新条例」という。）第23条の3及び第23条の4第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>3 第1条の規定による改正後の川崎市市税条例附則第24項の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10</p>	第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5	第63条の3第2号	100分の2	100分の1	第63条の3第3号	100分の3	100分の2
第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5																	
第63条の3第2号	100分の2	100分の1																	
第63条の3第3号	100分の3	100分の2																	
第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5																	
第63条の3第2号	100分の2	100分の1																	
第63条の3第3号	100分の3	100分の2																	

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 3 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 3 1 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正）</p> <p>6 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（平成 2 1 年川崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。 題名及び本則中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。 （アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>7 前項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、平成 3 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 3 1 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>8 川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。 附則第 7 項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「<u>川崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年川崎市条例第 号）第 1 条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「平成 3 0 年新条例」という。）附則第 1 4 項</u>」を「川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 9 年川崎市条例第 号）第 2 条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「平成 3 1 年新条例」という。）<u>附則第 2 0 項</u>」に改める。 附則第 8 項の表以外の部分中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「係る新条例」を「係る川崎市市税条例」に、「<u>平成 3 0 年新条例附則第 1 4 項</u>」を「平成 3 1 年新条例附則第 2 0 項」に改め、同項の表中「<u>新条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア（イ）</u>」を「川崎市市税条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア（イ）」に、「<u>新条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア（ウ）</u>」を「川崎市市税条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア（ウ）」に、「<u>平成 3 0 年新条例附則第 1 4 項</u>」を「平成 3 1 年新条例附則第 2 0 項」に改める。 （川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>9 前項の規定による改正後の川崎市市税条例の一部を改正する条例の規定</p>	<p>月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 3 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 3 1 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正）</p> <p>6 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（平成 2 1 年川崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。 題名及び本則中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。 （アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>7 前項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、平成 3 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 3 1 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>8 川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。 附則第 7 項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「<u>新条例附則第 1 3 項</u>」を「川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 9 年川崎市条例第 1 1 号）第 2 条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「平成 3 1 年新条例」という。）<u>附則第 1 7 項</u>」に改める。  附則第 8 項の表以外の部分中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「係る新条例」を「係る川崎市市税条例」に、「<u>新条例附則第 1 3 項</u>」を「平成 3 1 年新条例附則第 1 7 項」に改め、同項の表中「<u>新条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア（イ）</u>」を「川崎市市税条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア（イ）」に、「<u>新条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア（ウ）</u>」を「川崎市市税条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア（ウ）」に、「<u>新条例附則第 1 3 項</u>」を「平成 3 1 年新条例附則第 1 7 項」に改める。 （川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>9 前項の規定による改正後の川崎市市税条例の一部を改正する条例の規定</p>

市税条例（改正後）	市税条例（改正前）
<p>中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>